

令和6年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 令和6年(2024年)11月21日(木)
午後2時5分～午後3時5分
場所 市庁舎本館4階410会議室

- 1 出席者 古城会長、秋山委員、八木委員、福島委員、根岸委員、小池委員、萩原委員、三觜委員、岩崎委員、齊藤委員、柴田委員、綾部委員

以上12名

(欠席者：1名)

事務局：荒井健康・こども部長、鈴木保険年金課長、坪内課長代理、高梨課長代理、五十嵐課長代理、平尾主査、加藤主任、小野主任

以上8名

- 2 傍聴者 0名

- 3 開会
過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定により会議は成立した。

- 4 議事
次第に従い、順次議題を審議した。

会 長：協議会次第に従いまして議事を進めます。
議題(1)「仮係数に基づく令和7年度の国保事業費納付金・標準保険税率について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局：事務局から資料に沿って内容を説明した。

会 長：事務局から説明がありましたが、御質問や御意見などはございませんか。

委 員：資料の12ページに県内他市の令和6年度と令和5年度の税率等増減比較について、A市からF市までありますが、こういう表記だと現実感がない。あえて具体的な自治体名を伏せる理由はありますか。令和6年度と令和5年度ということは、それぞれの自治体において既に公表されていると思います。伏せる必要はあるのでしょうか。平塚市の保険税は、他市に比べると、高いのか安いのかという比較は、具体的に示された方がいいと思います。難しい場合は、例えば人口などを表記していただければと思いますが、見解をお伺いできますか。

事務局：確かに令和6年と令和5年の税率については、既に各市で公表しています。御指摘のとおり、特に伏せる必要はないと感じております。こちらは参考として、平塚市の位置付けを示す表になりますので、今後比較をお示しする場合は、皆様が理解しやすいように改善していきたいと考えております。こちらはA市から高い順となっていま

す。因みにA市が大和市、B市が秦野市、C市が座間市、D市が川崎市、E市が横浜市、F市が藤沢市となります。先ほど所得割・均等割・平等割の3種類から徴収していると御説明させていただきましたが、横浜市・川崎市は平等割を徴収していないため、均等割と所得割の二つから徴収しています。単純に比較はできませんが、平等割と所得割を足し、所得割の高い市を順に示させていただきました。平塚市は以前から所得割等を修正して、急激に負担が増えないように調整しています。

委員：ありがとうございます。今の説明にあったように、特に伏せる必要はないと思います。他の自治体においては、必ず税率や保険料の減額などを議論する時は、必ずと言っていいほど他の自治体の金額や見込みを提示します。それが資料として出るか出ないかは別問題ですが、採用はそれぞれの自治体で行うので、極端に高く、一方で安いのは財政上どうなのか。市町村によっては繰入金で調整ができてしまう。事務方としては高くもなく安くもなくというのが一番いいところかと思いますが、ぜひ議論や意見をもらう際は情報を提示していいと思います。今後、事務方で検討してください。よろしくお願いします。

会長：他にいかがでしょうか。次回第3回の会議で、今回示された保険税標準税率を基礎としながら、実際の税率について協議することになりますので、もしわからないことがあれば御質問願います。

委員：（その他、意見・質問等なし）

会長：それでは、他に御意見等もないようですので、議題（1）「仮係数に基づく令和7年度の国保事業費納付金・標準保険税率について」は、終了させていただきます。次に、議題（2）「その他」について、事務局から説明をお願いします。

事務局：事務局から資料に沿って内容を説明した。

会長：事務局からたくさん御説明いただきましたけれども、いかがでしょうか。

委員：令和6年8月現在のマイナ保険証の登録率と利用率ですが、これはマイナンバーカードが発行された数に対する登録率や利用率ですか。

事務局：こちらは国保の加入者数に対するマイナ保険証の登録人数です。

委員：実際、平塚市としてマイナ保険証を広めていくと考えた時、平塚市民はどの程度の割合、マイナンバーカードを所持しているか教えてください。国民健康保険だけでなく、すべての健康保険がマイナンバーカードに紐づけして使える形にするわけですから、実際、どのぐらいの数になりますか。それからもう一点、マイナンバーカードの期限と保険証の期限が同じではない場合、マイナンバーカードを更新した際、自動的に保険証の情報は書き込まれますか。

事務局：一つ目の質問については後ほど回答させていただきます。二つ目の質問については、おっしゃるとおりです。マイナンバーカード自体を更新した場合は、そのまま引き継

がれます。例えばマイナンバーカードを更新せず有効期限が過ぎた場合は、保険証の有効期限も切れてしまいますが、保険者の方では状況がわかるので、お知らせをします。

委員：どうもありがとうございます。マイナ保険証の利用率は、レセプト請求しているものからの算出ですか。

事務局：はい。

委員：クリニックによっては、レセプトで算定しない部分もあるため、実際使用しているよりも多い可能性があるのではないかと。本来は算定できる件数を算定しない場合もあると思うので、これ以上の値になる可能性があると思います。もう一つ。条例の改正ということですが、この平塚市の条例はホームページなどでも確認できますか。

事務局：はい。ホームページに例規集があります。

委員：了解しました。

事務局：一つ目の質問に対して回答します。令和6年3月末時点になりますが、その時点で平塚市のマイナンバーカードの交付率は78.5%。約20万枚のマイナンバーカードが交付されています。

委員：質問です。この登録率はマイナンバーカードに保険証を紐づけしている数ですか。それとも紐付けをしている数はもう少し低くなりますか。

事務局：20万枚というのは交付です。交付されており、そのうち約14万9,000枚が保険証と紐づけされている状況です。

会長：すみません。不確かなので教えてください。マイナンバーカードを発行して、マイナンバーカードを保険証として利用できるようにするために、住民の方は何か手続きが必要なのか、そのまま何もしなくても使えるのか、教えてください。

事務局：マイナポータルというアプリケーションを自身のスマホにインストール後、紐づけするなどしていただく必要があります。

会長：今回のこの登録率は紐づけされている方の割合ということで、分子が登録されている方で、分母が被保険者数ということですね。

事務局：はい。

会長：もう1点質問です。国保の被保険者の方には、その手続きをしないといけない旨を、保険者の立場からどのように周知されていますか。

事務局：ホームページへの掲載や、各種通知を送る際に厚労省が作成したチラシを同封するな

どしています。

委員：追加でお話しますが、医療機関や薬局の窓口にあるカードリーダーでも登録することが可能です。

事務局：ありがとうございます。自身でマイナポータルから紐づけは可能ですが、医療機関で登録する方法もあります。また、セブンイレブンのATMでも紐づけ可能です。

会長：すると、マイナンバーカードをお持ちの方が令和6年12月2日以降、何も知識がなくても医療機関を受診すれば、その場で紐づけの手続きを済ませ、利用できるという理解でよろしいですか。

事務局：状況によりますが、医療機関等でマイナンバーカードと保険証の紐づけができる旨の御案内があれば可能と思います。

会長：次に、ここに書いてある資格情報のお知らせを持っていないと、保険診療にならないということですか。

事務局：「資格情報のお知らせ」ではなく、「資格確認書」となります。「資格情報のお知らせ」は、マイナ保険証を持っている方に送付します。マイナ保険証を持っていない方には「資格確認書」を送付します。「資格確認書」は今の保険証の代わりとなり形もカード型です。

会長：他にいかがでしょうか。

委員：マイナンバーカードを持ってない人はどういう扱いになるか、もう一度教えてください。

事務局：保険者の立場としては、マイナンバーカード自体を持ってない方については、「資格確認書」をお送りします。先ほど御説明しましたが、令和6年12月1日までに発行された有効な保険証については、平塚市の場合、経過措置で来年の7月末までは使用可能です。あくまでも12月2日というのは、現行の紙の保険証の発行がされなくなるということです。発行済みの紙の保険証については、記載事項の変更等がなければ、最長で令和7年7月までは医療機関等で使えます。

会長：はい。他にいかがでしょうか。

委員：1点確認ですが、まだマイナ保険証を持ってない方で、高齢者施設等に入っている場合、施設側がマイナンバーカードは情報量が多すぎるので預からないという話をよくテレビで報道しています。「資格確認書」というのは、資料16ページの一番下の右下に有効期限が1年、後期高齢者医療は2年と記載されていますが、これは期限が来れば次の分を繰り返し発行していただけるということですか。

事務局：はい。そのとおりです。

委員：それは暫定的ではなく、ずっと繰り返し発行されますか。例えば医療機関を受診したい場合、マイナンバーカードを必ず作らなくてはならないということではなく、資格確認書さえ持っていれば、医療機関を受診する際、支障は出ないということですか。

事務局：こちらは、当分の間と国から示されている部分ではあります。当分とはいつまでなのかは不明ですが、原則は申請によります。当初は申請が必要という話でした。しかし当分の間は申請によらず、発行することができるということになりましたので、有効期限が過ぎる前にお送りします。

委員：そうすると、施設に入居している方などは、マイナンバーカードの申請に来ることが難しいと思うので、この資格確認書で医療機関等を受診する機会が多いと想像できます。どこかの段階で申請が必要となると、マイナンバーカードを作らないと医療機関受診に困るといような事態が、懸念されるということですか。

事務局：国の方も施設等に対するチラシを作っており、その方たちが期限切れにならずに、医療機関を受診できるよう配慮をしています。またそういう方に対しては職権で送付する予定です。

委員：職権でマイナンバーカードを作ってくれるということですか。

事務局：マイナンバーカードは作れませんが、資格証明書を送付します。

委員：資格確認書ですが、マイナンバーカードを作らないまたは作ってない方に毎回送りますよね。その中に資格確認書からマイナンバーカードの作成に切り換えを促す案内を同封しますか。

事務局：はい。

委員：この間、高齢者の方から質問がありました。マイナンバーカードを作っていない場合、保険証がなくなったらどうなるのか聞かれました。資格確認書が発行される旨を伝えたら、高齢者の方は安心されていましたが、その次の段階のマイナンバーカードの作成について広報をしていかないと。高齢になるとだんだん手続きが面倒になりますから、そういうところで切り換えていかないといけないと思います。お願いします。

事務局：マイナンバー推進課とも連携しながら対応していきます。

会長：他にいかがでしょう。では、もう一度私の方から用語の整理をさせていただきたいのですが、この16ページに記載のあるマイナ保険証の定義は、マイナンバーカードを持っていて紐付けている方がマイナ保険証をお持ちの方ということですか。

事務局：はい。

会 長：するとよくわからないのが、マイナ保険証が使用できない場合でも、資格情報のお知らせとマイナ保険証を提示すれば受診可能ということです。紐付け済みではあるが、使用できない場合があるということですか。

事務局：マイナ保険証を認証しようとした際、例えば機械の不具合で使用できない場合などを想定しています。

会 長：その際に資格情報のお知らせとマイナ保険証を併せて提示することで、保険証としての役割を果たすということは、資格情報のお知らせはその不具合のことを考え、常日頃から携帯する必要があるということですか。

事務局：そのようなイメージです。また、先ほどお伝えしましたマイナポータルというアプリの中で、画面上で登録しマイナ保険証とその画面を提示することでも受診可能とのこと。さらに、A4の紙を常に持ち歩くのは難しいという話については、資格情報のお知らせの右下の方が小さく切り取れるようになっているので、そちらを携帯していただくという形になります。

会 長：ちょっと複雑というか、市にもかなり問い合わせがありそうなので、ぜひ丁寧に対応していただきたいと感じました。

委 員：質問です。総じていうと国の制度とは言いながらも、市の裁量の部分もありますよね。例えば、国民健康保険にしても、平塚市の国保との紐づけですから。私はマイナンバーカードに、保険証の紐付けは済んでいます。手続きは本当に簡単にできました。私としては本当にありがたく思っています。しかし、そんな人ばかりではないと思います。そこで、資格確認書ですが、例えばサイズなどの基本的な部分を教えてください。

事務局：資格確認書は今の保険証と同じような大きさをカードサイズです。そのため現行の保険証のイメージです。資格情報の知らせはA4の紙になります。

委 員：ありがとうございます。紙質とサイズはわかりました。では、例えば一度紐づけをしたが紐付けが嫌だという場合、紐づけを解く手続きは想定されていますよね。どのように行いますか。また費用は発生しますか。

事務局：紐付けの解除については、解除の申請が可能です。当初国からは解除はできないという話でしたが、途中から各保険者でも解除申請の受け付けができるように方針が変わりました。平塚市でも令和6年10月28日から解除申請の受け付けを開始しています。また、解除申請についても各種通知や、ホームページで周知しているところです。基本的には申請書を書いていただき、保険者で受け付けて、解除のデータを国に送り、国が実際に解除の手続きをした後、市に完了の連絡が来るため、申請をいただいてから1か月から2か月ほどお時間をいただきますが、手続き自体は可能です。

委 員：ありがとうございます。事務的には当然のことながら、全国の市町村で同じ扱いをするのだろうと思います。その中でも平塚市独自の対応はありますか。

事務局：特にありません。神奈川県内の国民健康保険については県内統一で対応する方針です。県からの原案に基づき協議会で確認をしながら進めます。

委員：ありがとうございます。今ほとんどの医療機関でマイナ保険証が使用できるようになっていると思いますが、例えば保険外の治療をする医療機関などはマイナ保険証の対応ができない。現実にありますよね。そういうところは、何か整備はしているのか。どの市町村も一律同じですか。最終的に令和6年12月2日の時点で全ての機関で整備できるのでしょうか。窓口でマイナ保険証を提示された場合、どこの医療機関も保険確認ができますか。また、もし対応していない機関があった場合、補助があったりして進めていくのでしょうか。保険者は何か把握されていますか。

事務局：資料等での情報となりますが、そういったことは国も把握をしていると思います。また、整備にあたっては補助金を出し促進していることは承知しています。

委員：最後にしますが、他の委員さんも心配されていたように、不明な点も多いので平塚市の国民健康保険については、市民目線で常に何か準備していただけるといいと思います。以上です。

会長：どうもありがとうございます。他に。

委員：今、他の委員から補助金に関しての質問がありましたが、医療機関にはかなり前に導入に対する補助がありました。現在はありません。あと、団体によってはマイナ保険証の導入に反対しているところもあります。あえて導入しない機関も、まだある可能性はあります。また、自由診療に関して保険証は必要ないので、もし自由診療しか行っていない施設には、当然資格確認の機器等は置いていないと思います。

会長：追加の御説明どうもありがとうございました。他に御質問はありますか。

委員：（その他、意見・質問等なし）

会長：それでは、今回用意された議題はすべて終了しました。特にその他は御意見ないようですので、議事に関わる事項を終了させていただきます。今日は皆様から活発な御意見、御質問、御助言いただきましたことを感謝申し上げます。円滑な議事進行にも御協力いただきまして、ありがとうございました。進行を事務局に戻します。

事務局：それでは、これをもちまして、令和6年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。次回第3回は1月16日（木）午後2時から410会議室で開催する予定です。委員の皆様には任期中、最後の開催となりますが、案件につきましては、令和7年度の納付金・標準保険税率を踏まえた令和7年度の保険税率や限度額の設定に向けた国民健康保険税条例の一部改正案について、また、令和7年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算（案）について説明を行う予定です。なお、委員の皆様には、保険税率案、当初予算案が整い次第、運営協議会当日を迎える前に、事前に資料を郵送させていただく予定です。

また、保険税率につきましては次回で決定し、答申をいただく予定となっておりますので御承知おきください。それでは、本日もありがとうございました。

5 閉会

令和6年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会を閉会した。